

様式
(表面)

第 号 年 月 日交付

農薬取締職員の証明書 発行者名 印

写
真

官職（職名） 氏名
生年月日 年 月 日

(裏面)

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

- 第 29 条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 8 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 26 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない
- 3 第 1 項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用若しくは、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の場合において、第 1 項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第 1 項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解釈してはならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第 35 条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 第 29 条第 4 項及び第 5 項の規定は第 1 項の規定による立入検査について、第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

(都道府県が処理する事務)

第 43 条 第 23 条及び第 31 条第 2 項の規定による農林水産大臣の権限並びに第 29 条第 1 項及び第 3 項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第 6 条第 2 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

二 第 17 条第 1 項又は第 36 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第 20 条又は第 34 条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第 29 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第 35 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 1 大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境局長又は都道府県知事とする。